

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 他56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(43)

【再度クレーン操作の基礎となる資料の提出を求める】

平成30年4月17日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由 紀 子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

1 求釈明乃至文書提出の要求

被告は、被告自身のクレーンの操作マニュアルを持っていないということだが、元請けの大成建設㈱にはクレーン操作の作業に関する規定（クレーン安全規則66条の2）に基づく規定、文書があるはずである。

またクレーンメーカーの作成したマニュアルもあるはずである。

双方とも提出されたい。

被告が所持していないのであれば、元請けの大成建設㈱から取り寄せ、乃至はクレーン会社から取り寄せ、提出されたい。

なお、それもしない、できないというのであれば、原告側で取り寄せをするので、当該クレーンのメーカー名、型番を教えてください。

また、元請け会社には、クレーンについての全社共通のルールがあるとのことなので、その文書も取り寄せて提出されたい。

（理由）

1 必要性

クレーン事故の責任を明らかにするには、一体どのような操作に関する規定があるのかを明らかにすることが前提である。そして、その規定のどこに違反し、その原因は何かを個々に吟味しなければならない。その全体が無いまま、被告が事故を「反省する」と述べても具体性を欠くし、今後安全を確保するなど幾ら述べても説得性を欠く。

既に規制委員会の対応があるが（甲B20号証）、操作規定の内容に触れることもないし、クレーン安全規則第74条の3（強風時の作業中止）、第74条の4（強風時における転倒の防止）違反の点が触れられていないし、建設工事用クレーンの強風対策（甲B30号証の1、2）にある、強風対策が欠落していることや、暴風対策として本来の対策をとらなかったこと（原告準備書面（33）の第4、特に4項）等が全く考慮されてい

ない。

2 マニュアル等の存在

原告準備書面（33）の第7でも述べたが、本件において被告は、「ブームを地平面に対し90°、ジブを水平面に対し62°とし、5tのアンカーウェイトを設置した状態」という緊急措置を講じた（甲B24号証の1、4枚目）。ここに62°とは、クレーン安全規則74条の4にいう措置について、事前にメーカーに確認したジブ角度のことであろうと推測される。

ならば、その内容を記載したクレーンの操作規定乃至はマニュアル等が文書として存在しない筈がない。被告が所持していないなら、元請け会社や製造メーカーにある筈である。

毎日新聞の記事（甲全506号証）によれば、「クレーンメーカーが定めたマニュアルに、瞬間風速が30メートルを超えると予想される場合は、アームを地上に下ろすよう記載されていた」「メーカーのマニュアルでは、風速10～16メートルで作業を中止し、風の影響を受けにくいようにクレーンの角度や向きを調節するよう定めている。」とある。甲B19号証の③の新聞記事にもクレーンメーカーのマニュアルの存在が記載されている。

また、クレーン安全規則には、以下のような定めがあるので、その内容を定めた文書があるはずである。この事業者とは被告か、元請けの大成建設(株)を指すと思われる。敦賀労働基準監督署の指導内容（甲B25号証の指導内容（2））には、以下の規定が引用されている。

「第六十六条の二

事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

一 移動式クレーンによる作業の方法

二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法

三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。 」

3 元請け会社の共通ルール

甲B20号証4～5頁の「③関西電力及び元請会社のルール等の調査」との項目の「○元請会社」のところに、「・元請会社の全社共通ルールでは、作業中に平均風速が10m/sを超えるとときに作業を中止すること、待機中も含めて最大瞬間風速が30m/sを超えると予想されるときに作業閉鎖の処置(クレーンジブを折りたたむ安全処置)を行うことが定められていた」とあるので、その文書の提出も求めるものである。

以 上